

旅先での強引な勧誘にご注意を

立春を目前にひかえ、花の便りなども届く季節が間近に迫ってきました。景気の低迷を背景に旅行は「安・近・短」志向が強くなり、国内のバスツアーなどが女性や高齢者に人気です。ところが、楽しい旅行のはずが一転、高額商品売りつけられてしまったという相談が今年度に入り16件寄せられています。

▼老人会主催の日帰りバス旅行に出かけ、昼食後、ホテルの部屋で布団、布団カバー、枕などの契約の勧誘を受けた。温泉成分がしみこんでいて痛いところに当てると治る、と言われ20万円を超える布団を購入してしまった。事前に布団の勧誘があるとは何も聞いていなかった。(70歳 男性) ▼スーパーの日帰り旅行が当選し、いろいろな所へ連れて行かれた。その中に宝石の展示会場があり、販売員一人がついてきて「これをつければ血行がよくなる」としつこく勧められ炭ネックレスを契約してしまった。家に帰って息子に話すと、その招待旅行は誰でも行けるものだと言われた。解約したい。(65歳 女性)

契約者のほとんどが50～60歳の女性です。契約した商品は、布団や宝石のほか、印鑑や着物などで、事前に渡された旅行日程表などにはこうした勧誘が行われることは何も書かれておらず、思ってもいなかった高額商品を契約してしまったという相談が多数を占めています。無料招待という言葉につられてツアーに参加し、高い買い物をしてしまうという苦い旅の思い出を作らないためにも、不必要なものは契約しない、その場の雰囲気に乗せられて安易に契約をしない、など高額商品の契約には十分注意して下さい。また、販売目的を隠して展示コーナー等に誘い込んで勧誘する行為は訪問販売に該当しますので、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。また、それ以外の場合でも勧誘方法や契約内容によっては解約できる場合がありますので、早目に県民生活相談センターへご相談下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

旅行・ツアー先でアクセサリーなどの高額商品を購入したという相談件数

※平成22年度の数值は、12月末までに登録済みの件数

